

新型コロナウイルス感染症に係る行政指導の中止の求め

及び その科学的根拠、根拠法令及び以後の手続きの流れ

についての通告

内閣府 内閣総理大臣 菅 義偉 殿
同官房長官 加藤 勝信 殿
同厚生労働大臣 田村 憲久 殿 同副大臣 三原 じゅん子 殿 山本 博司 殿
同事務次官 山崎 重孝 殿 同審議官 別府 充彦 殿 田和 宏 殿 同大臣官房長 大塚 幸寛 殿

提出日：令和3年3月25日

申立人：三岬 浩遵(本名 千葉学)

神奈川県座間市

プロモーションミサキ

090-2234-5054

新型コロナウイルス感染症対策に係る全ての政策のうち、【災害の事実証拠根拠に基づいたことのみを以て行政庁が業務遂行すること】を、私、日本国の主権者たる国民の個人権利行使と憲法及び法令に基づき、これを法令で定められた様式文書を以て行政庁である国に求めるものであり、かつ全ての公務員の公務に対する瑕疵 齟齬 誤解 汚職 違法行為の処罰を以てこれを完了することを目的とする一連の流れをここに通告するものである。

1. 【行政指導中止の求め、の内容】

平成二十四年法律第三十一号 新型インフルエンザ等対策特別措置法において、以下の法令を根拠に、

法令番号 平成5年法律第88号

【行政手続法】

1994年11月12日公布

1994年10月1日施行

第36条の2【行政指導中止の求め】

を行政庁内閣府に提起し、行政指導遂行の違法 不作為 瑕疵 齟齬 汚職 違法行為の是正を求め、法令で定められた日本国の主権者である国民の権利を行使し、ここに行政指導中止の求めの申し立てをするものです。

その権利行使にあたっての理由根拠は以下です。